

産 商 商 第 58 号

平成29年3月14日

合同会社アセツブレーン
代表社員 株式会社ディワン
職務執行者 白濱 満明 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

平成28年7月15日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）京都山科商業施設計画
京都市山科区柳辻東潰10番1

- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本出店計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

- 3 付帯意見

届出者におきましては、以下の事項を実施していくことが望まれます。

- ・ 来退店車両が迂回する際に生活道路に進入することがないように、来退店経路の周知を徹底するとともに、必要に応じて交通誘導員を配置するなどして、車両の左折入退場の徹底及び歩行者の安全確保に努めること。
- ・ 開店後に来退店経路や道路の混雑状況について調査を実施し、問題が発生した場合には、速やかに対策を講じること。
- ・ 車での来店客の増加により周辺道路の混雑等が発生しないよう、来店客の公共交通機関利用促進に努めること。

- ・ 計画店舗は病院及び住居に近接して立地しているため、住民等から騒音に関する苦情や要望があった際には、速やかに実態を把握し、対策を講じること。
- ・ 開店後の周辺道路の状況や環境への影響に関して、積極的に住民や近隣の教育機関等に情報提供を行ったり、懇談する機会を設けるなどして、地域住民等の意見聴取に努め、問題発生時は誠実に対応すること。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の建設予定地は、都市計画法上の商業地域、第二種住居地域及び第一種住居地域に位置している。

周辺の状況は、北側は病院、東側は京都外環状線を隔てて店舗及び住居等、西側は集合住宅、南側は集合住宅が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、騒音の発生と対策、駐車場及び駐輪場の運営、来店車両に対する経路の周知方法、交通誘導員の配置等に関する質問及び意見が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見は1件であり、概要は以下の通りである。

- ・ 北方向からの来店車両が駐車場へ右折入庫する、バイクが歩道を走る等の懸念される問題に対する対策が不十分である。
- ・ 周辺がマンションと病院で、騒音対策ができない立地であり、騒音被害が起きたら住みにくくなる。計画が地域に相応しくない。
- ・ この地域は暴走族等の問題が多く発生しており、このような客層を深夜まで呼び込むような店舗は、地域のまちづくりの理念に沿わない。

4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討したところ、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（1）駐車場及び来店客の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、指針に基づいて算出した台数以上である64台を確保する計画となっており、法の趣旨からは適正であると言える。

また、届出者からは、開店時の臨時駐車場の設置や混雑時における交通誘導員の配置など、状況に応じた適切な対応に努めるとの説明があった。

届出者においては、来店車両が迂回する際に生活道路に進入することがないように、来店経路の周知を徹底するとともに、必要に応じて交通誘導員を配置するなどして、車両の左折入退場の徹底及び歩行者の安全確保に努めることが望まれる。

また、開店後に来店経路や道路の混雑状況について調査を実施し、問題が発生した場合には、速やかに対策を講じることが望まれる。

さらに、車での来店客の増加により周辺道路の混雑等が発生しないよう、来店客の公共交通機関利用促進に努めることが望まれる。

（2）駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義

務台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考える。

(3) 荷さばき施設について

荷さばき施設については、その施設配置、運営計画等について配慮されており、周辺の地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。

(4) 騒音について

昼間及び夜間の等価騒音レベルの予測は環境基準値を下回っている。夜間における騒音の最大値の予測については、自動車走行騒音が敷地境界において規制基準値を上回る箇所があるが、店舗に近接する住居立地点においては規制基準値を下回っている。

また、届出者からは、騒音の抑制のために防音壁を設置する計画であるとの報告があったことから、周辺地域の生活環境に与える影響は少ないと考える。

しかしながら、計画店舗は病院及び住居に近接して立地しているため、住民等から騒音に関する苦情や要望があった際には、速やかに実態を把握し、対策を講じることが望まれる。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されているほか、施設配置、運営計画、車両経路及びリサイクル等についても配慮されている。

(6) 防災、防犯対策への協力及び街並みづくりへの配慮等について

防災対策への協力については、地方公共団体から要請があった場合協力する旨の意思表示がなされている。

また、防犯及び青少年の非行防止のために、未成年のみでの深夜の来店に対して店内放送等で注意を促すほか、従業員による定期巡回や営業時間外における店舗出入口の施錠を行う旨を表明している。

(7) その他

開店後の周辺道路の状況や環境への影響に関して、積極的に住民や近隣の教育機関等に情報提供を行ったり、懇談する機会を設けるなどして、地域住民等の意見聴取に努め、問題発生時は誠実に対応することが望まれる。